

仮換地証明書について

仮換地証明書は、区画整理前の従前の土地が、仮換地指定によってどこの土地に仮換地されたかを証明するものです。建物の表示登記や、金融機関からの融資を受ける際などには、仮換地証明書が必要となる場合があります。申請には、窓口にて「仮換地証明願」を提出してください。なお、発行には1週間程度かかりますので、あらかじめご了承ください。

建築行為等の許可申請手続きについて

仮換地の使用収益開始後に、建築物の新築等を行う場合、建築確認申請・地区計画の届出の前に土地区画整理法第76条許可申請の手続きをお願いします。

換地処分までの間の住民登録について

町名・地番については、換地処分後に新町名・番地へ移行されます。
それまでの間に住民登録等を行う場合は、仮換地の底地番及び街区画地番号を併せて表記していただくことになります。
仮換地の底地番及び街区画地番号は、土地区画整理法第76条許可証交付の際にお渡しする「住民登録のお知らせ」に表記してありますので、登録の際に流山市市民課窓口または南流山センターに提示いただきますようお願いいたします。

権利変動について

①所有権（売買・相続・贈与）・借地権等の変動、②土地所有者の住所・氏名の変更、③土地の分筆・合筆等があった場合は、土地区画整理法第85条により必ず当事務所へ権利変動届の提出をお願いします。
提出がない場合、仮換地指定、補償、課税及び換地処分後の移転登記等に支障をきたす恐れがあります。
※各種届出用紙は、当事務所に用意しております。（ホームページにも様式・記入例を掲載しています）
※仮換地証明願の掲載はありません。

お問い合わせ先

土地区画整理事業について、ご不明な点等がありましたら、お気軽にご相談ください。
個別の土地に関する第三者からの問い合わせについては、権利者からの委任状の提示をお願いしています。

千葉県流山区画整理事務所 〒270-0163 流山市南流山一丁目13番地
（換地等に関すること）木地区換地課 ☎04-7150-4501
（補償等に関すること）管理移転課（木地区担当） ☎04-7150-4507
（工事等に関すること）木地区工務課 ☎04-7150-4503
E-mail nagareku02@mz.pref.chiba.lg.jp
ホームページ <http://www.pref.chiba.lg.jp/cs-nagare-k/index.html>

※まちづくりだよりは、過去に発行された号も含めて、上記ホームページでご覧いただけます。

流山木地区 まちづくりだより



(3号街区公園)

土地区画整理審議会（第34・35回）開催

「流山都市計画事業木地区一体型特定土地区画整理審議会」を開催しました。
第34回 【開催日】平成31年2月22日（金）【出席委員数】11名
【議題】仮換地の指定、仮換地の変更指定及び保留地の設定について諮問し、異議のない旨の答申がされました。
第35回 【開催日】令和元年12月11日（水）【出席委員数】11名
【議題】仮換地の指定及び保留地の設定について諮問し、異議のない旨の答申がされました。